



米国駐在員保険

AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。

パンフレット 兼 重要事項説明書



AIG損保

広がる世界へ、
この安心とともに。



3つの特長

1 ケガ・病気補償が充実

- 海外旅行で最も多いトラブルであるケガ・病気の治療を充実補償
- 治療・救援費用を無制限※に補償する「インフィニティプラン」で安心サポート

※無制限とは治療・救援費用の補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限にすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

2 長期滞在ならではのトラブルに対応

- 住居内の家財や身の回り品の盗難・破損…
現地でアパートなどを借りて生活する場合のトラブルもしっかりカバー
- ご家族の死亡・危篤による一時帰国費用(オプションでセット可能)
- 生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。
思いもよらない高額な賠償金を請求されることも…
米国駐在員保険は、総合的な賠償責任補償がセットされています。

3 米国における自動車保険紹介サービス

米国において、現地自動車保険に加入するには何かと困難…

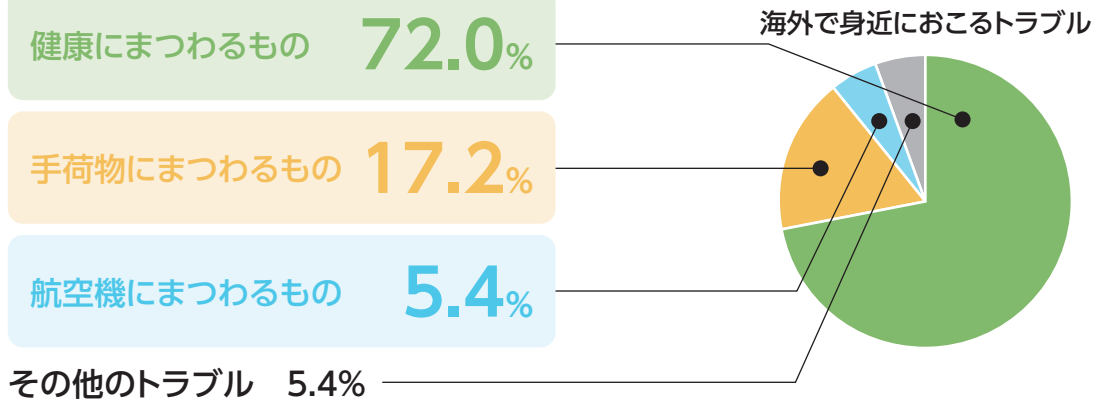
- 米国の関連会社であるAIG Travel Assistが米国※の自動車保険への加入をお手伝いします。

※グアム、サイパンを除く。

- その他、24時間日本語対応のアシスタンスセンターがトラブル時にサポートします。

～出国前にご確認いただきたい大切な事柄～

海外渡航の際に必要な補償をご存知ですか？



2015年度事故支払件数実績に基づくデータです。(2015年度弊社実績)

健康にまつわるものは、「治療・救援費用」、「疾病治療」、「傷害治療」、「緊急歯科治療費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

手荷物にまつわるものは、「携行品損害」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

航空機にまつわるものは、「航空機遅延」、「航空機寄託手荷物遅延」、「旅行事故緊急費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

海外でのトラブルの72%は健康にまつわるものです 治療・救援費用が無制限※の「インフィニティプラン」で安心!!

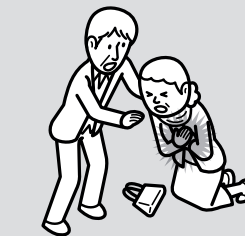
インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

このような海外での事故が報告されています。



● ハワイ
脳卒中で倒れICU(集中治療室)に緊急搬送。17日間現地で入院の後、医療専用機で日本へ搬送。

約 2,374万円



● アメリカ
急性心筋梗塞で倒れる。現地で2度の手術を受け、約40日間入院。医療専用機で日本へ搬送。

約 5,105万円

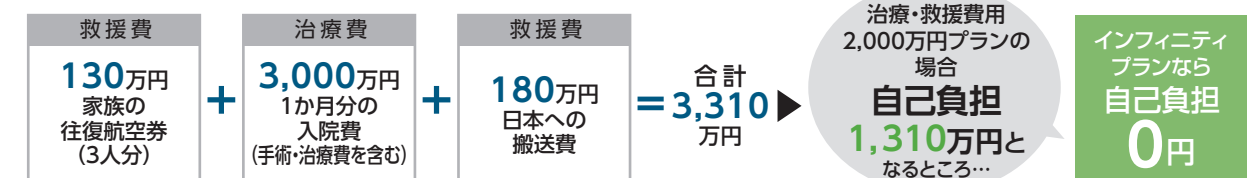


● カンボジア
観光中に遺跡から転落、右後頭部骨折。タイへ緊急搬送後、ICUで治療。ドクター付き添いのもと、車椅子で帰国。

約 634万円

2013年度・2014年度 弊社調べ

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月、ICUでの入院を経て、医師同伴で帰国した。



※無制限とは治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限にすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

■ ご加入に際しての注意

1. 旅行の目的や保険申込書の記入内容によっては、お引受けできない場合があります。
 2. この保険は駐在の目的をもって自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引受けできませんので、予めご了承ください。
(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となる場合があります。)
- 永住権を持っている国へ移住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミラタリーID保持者など)
 - 帰国の予定が不明確な場合
 - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合

補償の内容

米国駐在員保険は6か月以上米国に滞在される駐在員の方を対象に、海外旅行保険と個人包括賠償責任保険をセットでご案内するプランです。

海外旅行保険	傷害死亡	駐在中にケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなった場合
	傷害後遺障害	駐在中にケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
	疾病死亡	駐在中に病気が原因で亡くなった場合（旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む。）
	治療・救援費用	駐在中にケガや病気で治療を受けた場合（旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む）の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族（その代理人を含みます。）が現地に行く場合など
	救援者追加費用 （治療・救援費用に セットされています。）	駐在中に行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族（その代理人を含みます。）が現地へ行く費用、捜索・救助費用など（300万円限度）を補償
	個人賠償責任 （長期用）	駐在中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など さらに、アパートなどの借用住宅の失火責任などにより、家主から損害賠償を請求された場合も補償
生活用動産補償 （長期用）	駐在中に携帯するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など	
+		
オプション	緊急一時帰国費用	駐在中に家族（※1）の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償（海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。）また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同（同行）される家族（※2）の費用も補償
（※1）配偶者または2親等以内の親族 （※2）配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族		
+		
個人包括賠償責任保険	個人包括賠償責任保険※	駐在中に ①日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の賠償責任を負担した場合 ②自動車事故により損害賠償金、現地自動車保険の支払限度額を超過する場合または自己負担額を超過する場合 ③一時的に預かった他人のものを損壊して法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約 自動車危険条項＞ ＜個人包括賠償責任保険追加特約 受託財物危険条項＞
	被害者治療費用	住宅内で来客などがケガをしたとき賠償責任はなくともその医療費を負担した場合

総合的な賠償責任補償つき

米国駐在員保険では、賠償責任補償の種類により、補償内容が異なります。○ = 補償します。✕ = 補償できません。

事 象		個人賠償責任（長期用）	個人包括賠償責任※
①	日常生活における第三者に対する賠償責任	○	○
	駐在中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合など	最高1億円 自己負担額なし	最高1億円 自己負担額 5万円
②	自動車事故による賠償責任	✕	○
	休日にドライブをしていて、あやまって人をはねてしまった場合など		最高1億円 (米国で契約いただく自動車保険または次の自己負担額) 対人1人につき・・・10万米ドル 対人1事故につき・・・30万米ドル 対物1事故につき・・・2万5千米ドル
③	失火による家主に対する賠償責任（借用住宅火災賠償）	○	○
	失火により借家を全焼させてしまった場合など	最高1億円 自己負担額なし	最高1億円 自己負担額 5万円
④	人格侵害による賠償責任（人格権侵害）	✕	○
	他人のプライバシーの侵害や名誉毀損により人格権に損害を与えた場合など		最高1億円 自己負担額 5万円
⑤	一時的に預かった他人のものを損壊して負担する賠償責任（受託財物賠償）	✕	○
	ホームパーティでゲストから預かったコートにしみをつけてしまった場合など		最高100万円 自己負担額 5万円
⑥	住宅内で来客が不注意でケガをしたときに負担した治療費	✕	○
	住宅内で来客が不注意でケガをした場合など		最高20万円

⑥は法律上の損害賠償責任を問わずお支払いします。
※個人包括賠償責任保険は、第一次保険（個人賠償責任保険（長期用）、米国で加入いただいた自動車保険）で補償される損害についてはその補償限度額を超過する金額を、第一次保険の対象とならない損害については個人包括賠償責任保険の自己負担額を超過する金額をお支払いします。

ご契約タイプ一覧表		米国駐在員用プラン (保険期間6か月以上)	満69才以下用 (ご年令は旅行出発日時点となります。)	満69才以下で、6か月以上米国に滞在される現症・既往症（※1）のない方を対象としています。対象とならない方には、別のプランをご用意していますので、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
-----------	--	--------------------------	--------------------------------	--

		駐在員本人用				駐在員帯同(同行)家族用					
		ご契約タイプ	U70	U71	U72	U73	ご契約タイプ	U74	U75	U76	U77
海外旅行保険	保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
		傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円
		治療・救援費用 (支払限度額/ 1事故・1疾病あたり)	無 制 限 ^(※2)				治療・救援費用 (支払限度額/ 1事故・1疾病あたり)	無 制 限 ^(※2)			
		疾病死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
		個人賠償責任(長期用) (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	個人賠償責任(長期用) (支払限度額/1事故あたり)	ご家族共有			
	個人包括賠償責任保険	生活用動産補償 (長期用) (家財・身の回り品など 1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの 場合は5万円限度)	300万円	300万円	300万円	300万円	生活用動産補償 (長期用) (家財・身の回り品など 1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの 場合は5万円限度)				
		個人包括賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	個人包括賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)				
	個人包括賠償責任	被害者治療費用 (支払限度額) (被害者1名・1事故あたり)	20万円	20万円	20万円	20万円	被害者治療費用 (支払限度額) (被害者1名・1事故あたり)				
	保険料	保険料	保険期間(以下同様)6か月	209,270円	200,690円	191,860円	183,030円	保険期間(以下同様)6か月	145,540円	136,960円	128,130円
7か月まで			240,760円	231,320円	221,430円	211,540円	7か月まで	168,360円	158,920円	149,030円	139,140円
8か月まで			273,190円	262,650円	251,520円	240,390円	8か月まで	192,090円	181,550円	170,420円	159,290円
9か月まで			304,600円	292,980円	280,640円	268,300円	9か月まで	214,830円	203,210円	190,870円	178,530円
10か月まで			335,890円	323,170円	309,580円	295,990円	10か月まで	237,450円	224,730円	211,140円	197,550円
11か月まで			366,030円	352,310円	337,550円	322,790円	11か月まで	258,880円	245,160円	230,400円	215,640円
1年まで			395,250円	380,410円	364,420円	348,430円	1年まで	279,440円	264,600円	248,610円	232,620円

オプション特約		緊急一時帰国費用（支払限度額）		本人のみ
保険金額		40万円	70万円	100万円
保険料	保険期間（以下同様）6か月	7,610円	13,330円	19,040円
	7か月まで	8,530円	14,930円	21,330円
	8か月まで	9,450円	16,540円	23,630円
	9か月まで	10,370円	18,150円	25,930円
	10か月まで	11,290円	19,760円	28,230円
	11か月まで	12,210円	21,370円	30,520円
	1年まで	13,130円	22,970円	32,820円
オプション特約		家族緊急一時帰国費用（支払限度額）		本人+帯同（同行）家族
保険金額		40万円	70万円	100万円
保険料	保険期間（以下同様）6か月	15,990円	27,980円	39,980円
	7か月まで	17,920円	31,360円	44,800円
	8か月まで	19,850円	34,740円	49,620円
	9か月まで	21,780円	38,110円	54,450円
	10か月まで	23,710円	41,490円	59,270円
	11か月まで	25,640円	44,870円	64,100円
	1年まで	27,570円	48,250円	68,920円

（※1）現症・既往症とは、次の場合をいいます。
・現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている。
・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。
（※2）無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

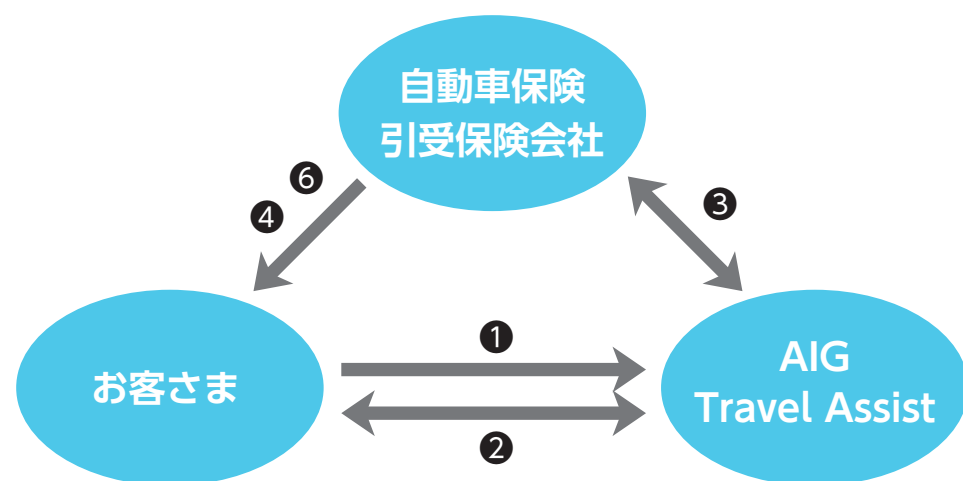
■ご注意
1. 申込人と旅行者（被保険者。以下同じ。）が異なり旅行者の同意の署名が無い場合、または旅行者が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。
2. この保険の最長保険期間は1年です。保険契約の延長・更新の場合には、満期前に必ずお手続きください（満期を過ぎてしまいますと、被保険者ご本人様が海外に滞在したままでの延長・更新はできませんのでご注意ください）。延長・更新手続き（申込み、保険料の払い込みなど）は、被保険者ご本人様の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人など）を介して、取扱代理店・扱者または弊社へお申し出ください。ただし、延長・更新時の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長・更新ができない場合がありますので、予めご了承ください。
3. 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
4. 緊急一時帰国費用
・本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店・扱者または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引受けができないことがありますので、予めご了承ください。
・家族緊急一時帰国費用追加補償特約は、緊急一時帰国費用補償特約とセットしてのご契約となります。また、「帯同（同行）されるご家族」とは、被保険者の配偶者、お子さまおよび被保険者と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
・ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、保険契約者または被保険者が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定されるとき、または制定されていることをお知らせいたします取扱代理店・扱者または弊社にお申し出ください。

米国※における自動車保険ご紹介サービス

米国で長期滞在される場合、自動車保険は必需品ではないでしょうか。本プランにセットされております個人包括賠償責任保険（個人アンブレラ保険）では、現地自動車保険の賠償責任超過分を補償しています。（現地自動車保険は別途、ご加入いただく必要があります。）米国の自動車保険は、住所や用途によって保険料が異なるなど日本とは大きな違いがあります。また英語で契約する必要もあり、ご自分で手配されることはとても難しいものです。米国の関連会社であるAIG Travel Assistは皆さまが米国の自動車保険にスムーズにご加入いただけるよう日本語でお手伝いいたします。サービス内容をご理解のうえ、ご利用いただきますようご案内申し上げます。

※米国（グアム、サイパンを除く）

自動車保険ご紹介サービスご利用方法



- ①まず、自動車保険ご紹介サービスの利用を希望する旨、電話／E-MailでAIG Travel Assistに伝えます。
会員番号（ご契約の際に交付いたします。）も併せてお知らせください。
電話：1-800-892-4447 E-Mail：tghoujprelocation@aig.com
- ②AIG Travel Assist担当者より日本語での説明が記載されました見積依頼用紙をご案内します。必要事項をすべてご記入のうえ、ご返信ください。
- ③見積依頼用紙にご記入いただいた情報に基づいて自動車保険の見積りをとります。
- ④見積結果の通知
見積結果は、3営業日以内に自動車保険引受保険会社よりお客さま宛に通知されます。
- ⑤契約
上記の見積りでご契約を希望される場合、AIG Travel Assist担当者指定の方法に従いご連絡ください。ご契約方法は自動車保険引受保険会社によりお電話またはEメールのいずれかとなります。
- ⑥保険証明書の送付
証明書は契約後、自動車保険引受保険会社より送付されます。

①ご利用条件

- 弊社の個人包括賠償責任保険に加入されていること
（ご契約時に交付されるAIG Travel Assistの会員番号が必要）
- アメリカでの住所が決まっていること
- 保険をかけるお車が決まっていること

※過去の事故歴、車の種類などによりお引受けができない場合がありますのでご了承ください。

※お住まいの州により運転経歴とご年齢に制限がある場合がございます。

※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

②補償内容

対人・対物・車両（任意）および各州で必要とされる補償項目

③補償限度額（米国でご契約いただく自動車保険）

対人1人につき	US\$ 100,000
対人1事故につき	US\$ 300,000
対物1事故につき	US\$ 25,000

上記金額が補償限度額となります。

④保険料

州、居住地区により基本保険料が異なります。さらに年令、運転歴、既婚／未婚、通勤に利用する・しない、その他5～10項目の算出基準により保険料が大幅に異なります。一般に外国から来て間もない契約者は、非常に高額な保険料を請求されることも多いのですが、AIG Travel Assistの会員というステータスと信用により、合理的かつ経済的な保険料でのご加入をお手伝いします。

ただし、一部の州では、上記と同等のサービスが提供できない場合がありますのでご了承ください。詳しくは、お申込みの際ご確認ください。

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、ご契約者の皆さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

アシスタンスセンターにおまかせ!!

■ 自社で「アシスタンスセンター」を運営

保険知識を持った社員が、お客さまの契約内容を確認しながらスピーディーに対応します。

■ 同一拠点に保険金支払部門を配置

お客さまの問い合わせから保険金のお支払いまでスムーズかつスピーディーに対応します。

■ グローバルネットワーク

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、さまざまな国や地域でお客さまにサービスを提供しています。例えば、AIGのメディカルチームにおいては24時間医師と連絡が可能で、搬送が可能かどうかなど、医師の判断が必要な事案もスピーディーに対応します。



海外での「困った」に24時間日本語でお応えします。

病気やケガに関するアシスタンス

- キャッシュレス・メディカルサービス
- 医療情報の提供
- 医師・病院の紹介、手配
- 電話による医療通訳サービス
- 入院・転院の手配
- 緊急移送時の輸送機関の手配
- 付添医師・看護師の手配
- 入院時のご家族への状況報告
- 捜索・救援機関の紹介・手配、救援者のホテルなどの手配、遺体移送

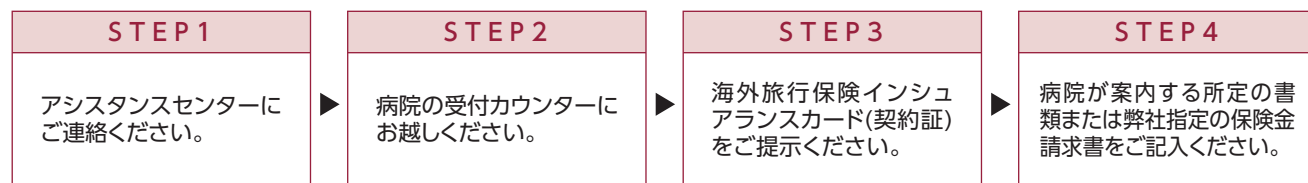
事故相談サポート

- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内
- 保険金請求手続きに係わるご相談受付

キャッシュレス・メディカルサービスとは…

米国を中心に、世界55万か所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ ご利用方法



■ ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

加入(付保)証明書発行サービス

滞在許可証(VISA)申請などで、大使館より加入(付保)証明書の発行を求められることがあります。その場合には、ご契約された取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。

ご連絡いただく内容

1. お名前、ご住所(滞在先)、お電話番号(滞在先)
2. 契約証番号
3. 加入(付保)証明書提出先、用途
4. 種類(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語からお選びください。)
5. 郵送先(FAXの場合は、FAX NO. をお教えてください。)



海外旅行保険

をご契約いただくお客さまへ

2018年1月1日以降保険始期契約用
2017年10月版

重要事項説明書

AIG損害保険株式会社(2018年1月1日以降)
AIU損害保険株式会社
富士火災海上保険株式会社

(注)保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、海外旅行保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。

このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」^(※)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語		ご 説 明
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
き	危険	ケガ・病気または損害などの発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
こ	ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
し	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
た	他の保険契約	海外旅行保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、傷害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	ファミリープラン	家族旅行特約がセットされたプランをいいます。
	普通保険約款	契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
み	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
り	旅行行程	保険証券・保険契約証記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。なお、保険期間が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み

契約概要

- この保険は、海外旅行において被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折・やけどなど)をした場合や病気をした場合などに、保険金をお支払いします。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (ケガや病気の補償)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)	
傷 害 死 亡 傷害後遺障害 ^(※1) 治療・救済費用 ^(※2) 疾 病 死 亡	個 人 賠 償 責 任 補 償 特 約	携 行 品 損 害 補 償 特 約

(※1)「後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約」が自動セットされています。
(※2)「救済者費用等追加補償特約」が自動セットされています。(ファミリープランの場合は「救済者費用等追加補償特約(家族旅行特約用)」が自動セットされます。)また、保険期間が31日以内の契約には「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」と「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動セットされています。

- この保険における被保険者の範囲は、保険申込書、契約画面、または付属の明細書の被保険者欄に記載の方をいいます。(包括契約の場合は毎月の報告時に所定の明細に記載された人をいいます。)

(2)基本となる補償および保険金額の設定方法等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、「保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
傷害後遺障害保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。	●妊娠・出産・早産 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染など

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

10

9

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用保険金	<傷害治療費用部分> 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) <疾病治療費用部分> 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②旅行行程中に感染した感染症^(※2)により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 <救済費用部分> 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ①旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合 ②旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合 ③旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 ④旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります) ⑤旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 ⑥旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円上限) など (※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 (※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症までをいいます。 (※3)旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 <傷害・疾病治療費用部分> ●診察費^(※4)、緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ●入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度) ●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費^(※5) ●法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 <救済費用部分> ●捜索救助費用 ●現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ●救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●ファミリープランの場合、被保険者が前記<救済費用部分>の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用^(※6)(100万円限度) (次ページへ続く)	●故意または重大な過失 ●自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転^(※1)、酒気帯び運転^(※1)、麻薬などを使用しての運転 ●妊娠・出産・早産^(※2)による疾病および歯科疾病^(※3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など (※1)その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用を除きます。 (※2)保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。 (※3)保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用保険金	● 救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費（合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度） (※4) 保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 (※5) 払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。 (※6) 花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。	
疾病死亡保険金	次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 ● 旅行行程中に病気により死亡した場合 ● 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合^(※2) ● 旅行行程中に感染した感染症^(※3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 (※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。 (※2) 旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 (※3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症までをいいます。	● 故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 戦争・革命・内乱 ● 放射線照射・放射能汚染 ● 妊娠・出産・早産 ● 歯科疾病 など

② 主な特約の概要 契約概要 注意喚起情報

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申し出にかかわらず、自動的にセットされる特約 **自動セット特約**
 b. ご契約時にお申し出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約 **任意セット特約** (※1)

(※1)保険期間や他にセットしている特約との関係等によりセットすることができない場合もあります。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する 応急治療・ 救援費用 補償特約 (保険期間 31日以内 の契約に 自動セット されます) 自動セット特約	旅行行程開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気※1が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化※2により次の事由に該当した場合に、実際に負担した費用※3をお支払いします。 <疾病治療費用部分> ●医師の治療を受けた場合 <救援費用部分> ●継続して3日以上入院した場合（ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。） （※1）妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 （※2）症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 （※3）社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。 【お支払いする保険金】 <疾病治療費用部分> 次の費用の額をお支払いします。 ●治療費 など <救援費用部分> ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が負担した次の費用の額をお支払いします。 ●現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ●救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) など (注1) 治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。 (次ページへ続く)	●旅行行程終了後に治療を開始した場合 ●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ●旅行行程開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合※ (※) 診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。 など

契約概要
 保険商品の内容をご理解いただくための事項
 注

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する 応急治療・ 救援費用 補償特約 (保険期間 31日以内 の契約に 自動セット されます) 自動セット特約	(注2)医師の治療開始日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、自宅(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用は支払対象外となります。 (注3)旅行行程中も負担することを予定していた次の費用は支払対象外となります。 ●透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 (注4)次の費用は支払対象外となります。 ●温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用	
個人賠償責任 補償特約 任意セット特約	被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物 ^(※) に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 (※)レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。))を含みます。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 など
携行品損害 補償特約 任意セット特約	被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品 ^(※) に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。(時価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物 など (注2)ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。) (注3)旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度) (注4)運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 (注)レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができます。 など

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

③ 保険金をお支払いしない主な場合 (共通)

- 事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなどに該当するとき
(注)テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)が制裁対象としているリスト(<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx>)に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。
- 弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき。保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

📖

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

13

④ 補償の重複 注意喚起情報

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

個人賠償責任補償特約、携行品損害補償特約、治療・救援費用補償特約	など
----------------------------------	----

⑤ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご注意ください。

a.お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書・契約画面の保険金額欄や「保険の約款」などでご確認ください。

b.各保険金額は、引受けの限度額があります。また、既に他の保険契約を契約している場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。

c.死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円^(※)が限度となります。

①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

②被保険者の同意を得ていない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)

(※)旅行目的が留学、ワーキングホリデー、学校旅行の場合は3,000万円が限度となります。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間:原則1年以内
- 補償の開始:保険責任は保険証券に記載された保険期間の開始日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。
- 補償の終了:保険責任は保険証券に記載された保険期間の終了日の午後12時以前で、旅行の目的を終えて住居に帰着したところで終了します。

保険期間は旅行行程にあわせて設定してください。
また、お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書・契約画面の保険期間欄でご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。
お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書・契約画面の保険料欄でご確認ください。

●保険金額	●保険期間	●被保険者の年齢	など
-------	-------	----------	----

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、現金またはクレジットカード^(※)による一時払となります。
ただし、ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。
(※)特定の代理店・扱者のみで取り扱っています。

【ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合】
保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いいたしません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書・契約画面に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書・契約画面の記載内容を必ずご確認ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

📖

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

14

【告知事項】

①被保険者本人の保険期間開始日における「年齢」

②旅行先(渡航先)^(※1)

③(保険期間31日超の場合)現在の健康状態、過去の傷病歴、身体障害状態

④過去3年間に海外旅行保険または国内旅行傷害保険の携行品(損害保険金)を5回以上請求または受領の有無

⑤他の保険契約の有無。有の場合は、その内容

⑥旅行行程中の危険な運動^(※2)の有無

⑦旅行行程中に従事する職務^(※3)の有無。有の場合は、その内容

(※1)「告知事項」にご加入いただけない国・地域が記載されています。当該国・地域が渡航先に含まれる場合にはお引き受けできません。
(※2)運動が次の「お引受けできない運動」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない運動
山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機などをいい、パラプレーンなどパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(※3)職務が次の「お引受けできない職務」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職務
炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと弊社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業者、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業者、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業者、潜水作業者、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2)クーリングオフ

注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。
クーリングオフは、図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、ご契約の保険会社の「クーリングオフ係」宛^(※)に、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。
次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

●保険期間が1年以下の契約	●法人または団体・財団等が締結した契約	●第三者の担保に供されている契約
●営業または事業のための契約	●質権が設定された契約	

(※)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

<ハガキ^(※)の記載内容>

表面[宛先]

113048560

東京都墨田区錦糸1-2-4
AIG損害保険株式会社
事務企画管理部
クーリングオフ 係

(※)封書でのお申出も可能です。

裏面[記載事項]

①クーリングオフする旨のお申出

②ご契約者住所

③ご契約者署名

④ご連絡先電話番号

⑤契約申込年月日

⑥申し込まれた保険の種類(商品名)

⑦証券番号・契約証番号
または領収証番号

⑧取扱代理店名・扱者名

◆ハガキ表面の宛先

<AIG損保>[2018年1月1日以降]
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
AIG損害保険株式会社
事務企画管理部 クーリングオフ係

<AIU保険>
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
AIU損害保険株式会社 クーリングオフ窓口

<富士火災>
〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1
富士火災海上保険株式会社
ビジネスプロセス統括部クーリングオフ受付係

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

(3)死亡保険金受取人

注意喚起情報

①死亡保険金受取人を特に定めない場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約していた場合は、保険契約が無効となります。
(注)企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員などを被保険者とする場合は、ご契約者から、被保険者(従業員など)に対し、保険の加入についてご説明ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等

注意喚起情報

●ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

申込書記載の職務^(※)を変更した場合

(※)変更後の職務が弊社のお引受可能な範囲を超える場合(次の「お引受けできない職務」に該当する場合)には、弊社からご契約を解除することがあります。

お引受けできない職務
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職務

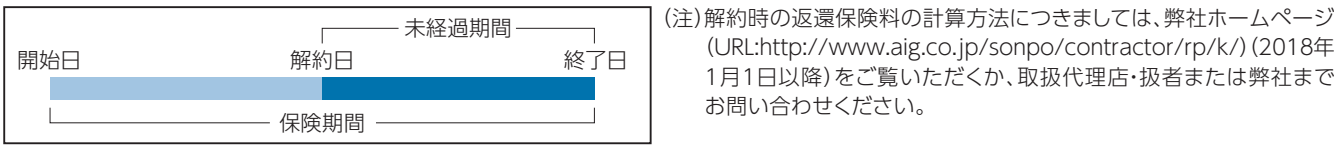
●ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。
①保険証券・保険契約証記載の住所・電話番号を変更した場合
②特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2)解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。
●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
●解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(3)被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者のご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

(4)旅行日程の変更の場合の保険期間延長・ご継続手続きについて

注意喚起情報

満期日の管理と延長・ご継続の手続きは、ご契約者ご自身で行っていただくことが原則となります。ご契約者が被保険者と同一である契約で、ご旅行中に保険期間の延長・ご継続をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、ご契約された取扱代理店・扱者または弊社にお申し込みください。満期後に延長・ご継続のお手続きはできませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長・ご継続のお申出をお受けできないことがあります。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
①保険期間31日以内の契約	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%
②保険期間32日以上	90%	

(注) 包括契約は保険期間に関わらず①となります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。
- ①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
 - ②グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
 - ④お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
 - ⑤その他上記に付随する業務

- また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。
- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
 - ②再保険の手続きをする場合
 - ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - ④その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、次のホームページをご覧ください。

AIG損害保険株式会社(2018年1月1日以降)
(URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>)
AIU損害保険株式会社
(URL: <http://www.aiu.co.jp>)
富士火災海上保険株式会社
(URL: <http://www.fujikasai.co.jp>)

(4) 重大事由による解除

- 次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
 - 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など

(5) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

 共同保険、契約内容登録制度、包括契約の保険料精算、保険証券・保険契約証の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

AIG損害保険株式会社 (2018年1月1日以降) ●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 0120-016-693(通話料無料) 受付時間:平日 午前9時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。) ●ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室 0120-246-145(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後6時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)	AIU損害保険株式会社 0120-75-7151(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)	富士火災海上保険株式会社 ●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 富士火災お客さまセンター 0120-228-386(通話料無料) 受付時間:平日 午前9時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。) ●ご不満・ご要望のお申出は 富士火災お客さまの声室 0120-246-145(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後7時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)
---	--	---

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

AIG損害保険株式会社(2018年1月1日以降)
事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。
※富士火災海上保険株式会社とのご契約の場合、2017年12月29日午後5時までは、そんぽADRセンターへご連絡ください。上記以外の場合は、保険オンブズマン(2017年12月29日から2018年1月4日までは休業)へご連絡ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)> 受付時間:平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/	一般社団法人保険オンブズマン 03-5425-7963(通話料有料) 受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます。) 詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 http://www.hoken-ombs.or.jp
--	--

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容に関する確認について

この書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくため、ご提案した保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、またご契約されるうえで特に重要な事項の欄に正しくご記入・ご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。ご確認後の提出は不要ですが、念のためこの書面の保管をお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

- ①今回お申込みいただく保険契約は、海外旅行におけるケガや病気による死亡、ケガや病気の治療などを補償する保険です。以下の点でご契約者のご希望どおりの契約内容になっていることをご確認ください。ご希望どおりの契約内容になっていない場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。
 - ☐主に希望されている補償(基本となる補償、セットしている特約を含みます)
 - ☐保険金額(ご契約金額)
 - ☐保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)
 - ☐保険料
- ②保険申込書・契約画面の記載事項・入力項目などにつき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込内容の訂正が必要になりますので、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。
 - ☐被保険者(保険の対象となる方)は正しくご記入・ご入力いただきましたか?
(家族旅行特約セットの場合は被保険者の範囲をご確認いただきましたか?)
 - ☐告知事項は正しくご記入・ご入力いただきましたか?
 - ・他の保険契約 ・旅行先(渡航先) ・旅行中の危険な運動 ・旅行中に従事する職務 ・携行品(損害保険金)の支払請求など

その他の補償<海外旅行保険部分>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 (長期契約用)	被保険者が、旅行行程中の次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物^(※1)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※1) レンタル業者から直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産、居住施設および部屋内の動産^(※2)を含みます。 (※2) 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋の損害、部屋以外の損害の場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより与えた損害に限ります。 (注) この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●親族に対する損害賠償責任 ●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任など
生活用動産補償 (長期契約用)	海外現地の宿泊・居住施設に保管中の家財^(※)および通学・買物・旅行などの際に携帯している身の回り品^(※)が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合、家財・身の回り品など1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。(時価額を限度とし、また同一保険年度ごとに、ご契約の保険金額限度) (※) 被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。 (注1) 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物などは含みません。 (注2) 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度) (注3) この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。	●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷など

「個人賠償責任補償特約(長期契約用)」・「生活用動産補償特約(長期契約用)」において、被保険者の範囲は、本人(※)および日本国外に居住する次の方となります。

①本人の配偶者 ②本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(※) 保険申込書・契約画面の被保険者欄に記載の方を「本人」といいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用	海外渡航期間中に生じた次の事由により一時帰国したとき、実際にご負担した費用をお支払いします。 ①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 (注1) 前記の事由が生じた日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)を含めて30日以内に再び海外の居住地へ戻ることが支払要件となります。 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●往復交通費 ●宿泊料(14日分限度) ●通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費などの諸雑費(宿泊料と合計で20万円限度) (注2) 同一の事由により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は支払対象外となります。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても支払対象となります。 (注3) ご契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受ける場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。 <家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合> 被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を、追加してお支払いします。	●次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ・故意または重大な過失 ・海外渡航期間開始前に発病した病気 ●配偶者または2親等以内の親族に「保険金をお支払いする主な場合」①②の原因または③が生じる前に購入または予約していた航空券などを利用して一時帰国した場合など

個人包括賠償責任保険をご契約いただくお客さまへ

2018年1月1日以降保険始期契約用
2017年10月版

重要事項説明書

AIG損害保険株式会社(2018年1月1日以降)
AIU損害保険株式会社
富士火災海上保険株式会社

(注)保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、個人包括賠償責任保険に関する重要事項（【契約概要】【注意喚起情報】等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

- 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり・保険の約款」に記載していますので、必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載されています。

「ご契約のしおり・保険の約款」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

※ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 「保険の約款」に「用語のご説明」（用語の定義）が記載されていますのでご確認ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み

契約概要

個人包括賠償責任保険は、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が保険適用地域で法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、個人賠償責任保険などの第一次保険^(注)で支払われる保険金の額または自己負担額のいずれか高い額を超える場合にかぎり、その超過額のみに対して保険金をお支払いする保険です。
「個人包括賠償責任保険普通保険約款」に、「個人包括賠償責任保険追加特約」が自動セットされます。
(注) この保険で支払われるべき身体の障害または財物の損壊の全部または一部につき保険金が支払われる他の保険契約または共済契約をいい、保険証券の第一次保険欄に記載されたものをいいます。

(2)基本となる補償および保険金額(支払限度額)の設定等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合											
(1) 損害賠償責任 保険証券記載の保険適用地域において、被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、第一次保険で支払われる保険金(共済金を含みます。)の額または免責金額(自己負担額)のいずれか高い額を超過する場合にその超過額のみに対して保険金をお支払いします。 ①住宅(保険証券に記載の住宅をいいます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 <免責金額(自己負担額)> 被保険者の所有、使用または管理する自動車もしくは車両(原動力がもっぱら人力であるものならびに遊戯用乗用具およびゴルフ場のゴルフカートを除きます。)に起因して生じた損害の場合。 <table><tr><th>地域</th><th colspan="2">第一次保険または免責金額(自己負担額)</th></tr><tr><td rowspan="2">アメリカ・カナダ</td><td>身体の障害</td><td>1名につき U \$ 100,000 1事故につき U \$ 300,000</td></tr><tr><td>財物の損壊</td><td>1事故につき U \$ 25,000</td></tr><tr><td>アメリカ・カナダ および日本を除く 世界一円の地域</td><td>身体の障害・ 財物の損壊 共通限度額</td><td>1事故につき U \$ 50,000 または事故発生地域において自動車の運行に関する法律等で要求されている最低保険金額</td></tr></table>	地域	第一次保険または免責金額(自己負担額)		アメリカ・カナダ	身体の障害	1名につき U \$ 100,000 1事故につき U \$ 300,000	財物の損壊	1事故につき U \$ 25,000	アメリカ・カナダ および日本を除く 世界一円の地域	身体の障害・ 財物の損壊 共通限度額	1事故につき U \$ 50,000 または事故発生地域において自動車の運行に関する法律等で要求されている最低保険金額	●ご契約者または被保険者の故意による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●飛行機または船舶(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)の所有、貸借、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者の業務(家事を除きます。)に起因する損害賠償責任 ●被保険者が使用、借用または管理する自動車の損壊について、その自動車の正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ●偶然な事故により、被保険者が使用、借用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任に対しては保険金をお支払いします。 ・受託動産(一時的に使用、借用または管理する他人の動産をいいます。)に与えた損害。1事故および保険期間中につき100万円を限度 ・借用住宅の火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによる損害 ・ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産を含みます。)に与えた損害 など
地域	第一次保険または免責金額(自己負担額)											
アメリカ・カナダ	身体の障害	1名につき U \$ 100,000 1事故につき U \$ 300,000										
	財物の損壊	1事故につき U \$ 25,000										
アメリカ・カナダ および日本を除く 世界一円の地域	身体の障害・ 財物の損壊 共通限度額	1事故につき U \$ 50,000 または事故発生地域において自動車の運行に関する法律等で要求されている最低保険金額										

(2)費用 ご契約者または被保険者が次の費用(収入の喪失は含みません。)を支出した場合に損害賠償責任の額と合わせて保険金額を限度にお支払いします。 ①他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した必要または有益な費用 ②損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬もしくはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用など ③被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用	
【保険の補償を受けられる方】 ・保険証券に記載された記名被保険者 ・記名被保険者の配偶者 ・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	

 補償の内容

②主な特約の概要

契約概要

注意喚起情報

ご要望に応じてセットすることができる主な特約は次のとおりです。なお、「個人包括賠償責任保険追加特約」は自動セットされます。特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害者治療費補償特約	被保険者が次の事故によって他人に身体の障害を与えたことにより、その被害者が医師の治療を受け、その治療に要した治療費等を支払うことによって被保険者が被る損害(被保険者が支払う治療費等のうち、事故の日から3年以内に要したものに限ります。) ①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ③被保険者の家事使用人が被保険者のために行う業務に起因する偶然な事故	・被害者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・家事使用人の身体の障害に対する損害 ・被害者の心神喪失に起因して生じた損害 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因して生じた損害

 補償の内容

③お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金の額は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険種類(特約)	お支払いする保険金の額
基本補償	法律上の損害賠償責任の額をお支払いします。ただし、保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度とします。 * 損害賠償金を支払ったことで代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きします。 * 第一次保険で支払われる保険金の額または免責金額のいずれか高い額を損害の額から差し引きします。
被害者治療費補償特約	被保険者が被る損害の額をお支払いします。ただし、被害者1名につき保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度とします。

④補償の適用となる地域

契約概要

保険申込書の保険適用地域欄に記載された地域における事故を対象とします。

⑤補償の重複

注意喚起情報

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)
(注) 1 契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

⑥保険金額(支払限度額)の設定

契約概要

お申込みの際に、お支払いする保険金の保険金額(支払限度額)や免責金額(自己負担額)を設定いただきますが、補償の項目によっては、あらかじめ設定されている場合もあります。
お客さまが実際に契約する保険金額(支払限度額)については、保険申込書の保険金額(支払限度額)欄でご確認ください。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間	1年から3年で設定できます。(ご契約により1年未満の短期契約も可能)
補償の開始	保険期間の開始日の午前0時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
補償の終了	保険期間の終了日の午後12時

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。
なお、補償の開始および補償の終了時期は、セットでご契約いただく「個人包括賠償保険追加特約」に従います。

 保険期間と保険責任の開始日時

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額(支払限度額)、免責金額(自己負担額)、保険適用地域等により決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、次の方式の一時払のみとなります。他にクレジットカード払などの払込手段もあります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

集金・振込方式	取扱代理店・扱者による集金、銀行、信金等への振込による払込み
---------	--------------------------------

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料の払込猶予期間等の取扱いはありませんので、ご契約時に保険料を払い込みください。保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】 保険申込書には★を付けています。

①第一次保険の内容 ②滞在国住所 ③同一の事故を補償する他の保険契約または共済契約に関する情報

 告知義務

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、図のような書面でお申し出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、ご契約の保険会社の「クーリングオフ係」宛^(注)に、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約

(注) 取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

●ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

【通知事項】 保険申込書には☆を付けています。

①第一次保険の内容
②滞在国住所

●ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

①ご契約者の住所または通知先を変更した場合
②特約の追加など、契約条件を変更する場合

 通知義務、弊社への通知、ご契約内容の変更、解約手続き

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。

●解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL:http://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/[2018年1月1日以降])をご覧ください。か取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 第一次保険契約の維持義務

契約概要

注意喚起情報

自動車危険においては、被保険者には、このご契約の保険期間中、第一次保険契約を維持または更新していただく義務があります。

万一、第一次保険契約の維持または更新を怠った場合には、第一次保険契約が有効に維持または更新されているものとみなし、第一次保険契約にて支払われるべき金額または^{【■】}(2)①基本となる補償 保険金をお支払いする場合」に記載の<免責金額(自己負担額)>のいずれか高い額を差し引いて保険金をお支払いしますのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ②グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤その他前記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ②再保険の手続きをする場合
- ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④その他法令に根拠がある場合

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

AIG損害保険株式会社 (2018年1月1日以降) ●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 0120-016-693(通話料無料) 受付時間:平日 午前9時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。) ●ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室 0120-246-145(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後6時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)	AIU損害保険株式会社 0120-75-7151(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)	富士火災海上保険株式会社 ●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 富士火災お客さまセンター 0120-228-386(通話料無料) 受付時間:平日 午前9時～午後6時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。) ●ご不満・ご要望のお申出は 富士火災お客さまの声室 0120-246-145(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後7時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)
---	--	---

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

AIG損害保険株式会社(2018年1月1日以降) 事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料) 受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。
※富士火災海上保険株式会社とのご契約の場合、2017年12月29日午後5時までは、そんぽADRセンターへご連絡ください。
上記以外の場合は、保険オンブズマン(2017年12月29日から2018年1月4日までは休業)へご連絡ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 <ナビダイヤル(通話料有料)> 受付時間:平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/	一般社団法人保険オンブズマン 03-5425-7963(通話料有料) 受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます。) 詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 http://www.hoken-ombs.or.jp
--	---

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

個人包括賠償責任保険 ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

この書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくため、ご提案した保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、またご契約されるうえで特に重要な事項の欄に正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。ご確認後の提出は不要ですが、念のためこの書面の保管をお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

- (1) 今回お申込みいただく保険契約は、日本国外における日常生活上の偶然な事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えたことにより負担する法律上の損害賠償責任の損害等を補償する保険です。以下の点でご契約者のご希望どおりの契約内容になっていることをご確認ください。ご希望どおりの契約内容になっていない場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。
- ☐ 主にご希望されている補償(主契約、セットしている特約を含みます。)

☐ 保険金額(支払限度額)

☐ 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)

☐ 保険料
- (2) 申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書の訂正が必要になりますので、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。
- ☐ 滞在国住所は正しくご記入いただきましたか？

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
03-3216-6611
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ・お申し込みは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-5400-6000
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.fujikasai.co.jp>

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>

